

平成 24 年 3 月 22 日

中期計画（案）に対する県議会からの意見概要

3 月 9 日（金）開催の健康福祉病院常任委員会における
中期計画（案）等に係る主な意見について

1. 総合医療センターが独法化しても、地域間連携における当病院の役割は引き続き重要であり、県としての関与や責任は必要である。
2. 本年 4 月 1 日に法人が設立され、県議会はセンターの中期計画を審査、議決することになるが、今後は、県民の代表である議会がどこまで関与できるのか。
3. 法人の運営状況について、常任委員会などで所管事項により調査を行うことは可能か。
4. 5 年後の次期中期計画を策定する際には、事前に案を示してもらい、議会として意見を述べる機会はあるのか。
5. これまで県立病院の決算認定の際には、現場を預かる病院長の話をお聞きすることができた。総合医療センターの独法化後も、県議会が現場の声を聞くことができるよう要望する。